

第7回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成27年1月19日

上富良野町農業委員会

第7回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年1月19日(月) 午後1時30分から午後2時25分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第7回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
6番 佐藤良二 委員に合わせ、ご唱和ください。

佐藤委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第7回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、1番 谷本嘉彦 君、2番 三好利和 君を指名いたします。

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
富原地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定（賃貸3件、売買3件）についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年1月19日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃1番、2番、所41番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。賃1番、2番、所41番について、補足説明いたします。

12月8日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸2件、売買1件の利用集積が成立いたしました。

賃1番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○線○○号の田1筆です。10a 当たり田 10,000 円で1年間の賃貸借となりました。

賃2番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○線○○号の田1筆です。10a 当たり田 12,000 円で5年間の賃貸借となりました。

所41番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さんです。所在地は、○○線○○号の田6筆になります。10a 当たり田 230,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所4 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃3番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。賃3番について、補足説明いたします。

1月7日に日清地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

賃3番 出し手 富良野市の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇。所在地は、〇〇〇〇〇〇の川向こう側になります。これまでも〇〇〇〇〇〇が賃貸していましたが、任期満了に伴う再処分となり、10a当たり畑3,000円で10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所42番、43番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。所42番、43番について、補足説明いたします。

12月24日に東中第一地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所42番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さんです。所在地は、○○線○○号の田2筆になります。10a 当たり田 200,000 円での売買となりました。

所43番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○。所在地は、○○線○○号の田1筆になります。10a 当たり田 200,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所42番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所43番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成27年1月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第1号 1番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は宅地横の田1筆となります。今回、○○○○さんから妻の○○○○さんへ贈与し、名義を変更することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 島田政志 委員」

島田委員 8番 島田です。議案第1号 2番について、補足説明いたします。

出し手 富良野市の〇〇〇〇さん、受け手 富良野市の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇線
〇〇号の田3筆となります。今回、田10a当たり10,000円の2年間の賃貸借となりま
した。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

谷委員 富良野市の〇〇〇〇さんは、元は本町に居たのだが、農業経営を現在もしているのか。
賃貸をしているのが多いのか、現状が分かれば教えてほしい。

島田委員 近年、規模縮小で田の一部を売買したこともありますが、まだ多くの田を東中地区にも
所有しております。売買をする話も一度ありましたが、東中地区の田についてはほとん
どを現在貸付しております。現在も富良野市で農業経営しております。

議 長 ほかに質疑はございませんか

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。議案第1号 3番、4番について、補足説明いたします。

3番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さんです。所在地は○○○○の道路沿いになります。10a 当たり 50,000 円での売買となりました。

4番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、○○○○さんの息子です。受け手 ○○線○○号の○○○○さんです。所在地は○○○○の道路沿いの田1筆になります。10a 当たり 28,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○○委員の退席を求めます。

(○○番 ○○○○ 委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成27年1月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず、
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 5番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈 委員」

井村(悦) 11番 井村です。議案第2号 5番について、補足説明いたします。
職務代理 5番 出し手 ○○○○の○○○○さん、受け手 ○○○○の○○○○さんです。所在地は○○○○○○の○○○○○○の隣接地となります。10a 当たり 82,000 円での売買となりました。
慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

石橋委員 公募が原野で、現況が畑となっておりますが、図の写真をみると一部原野に見える。図の航空写真は古く現在とは違っているものと思うが、現在の現地はどうなっているのか現状分かれば教えてほしい。

事務局 農業委員会が管理している農地台帳では、公簿上での原野2筆を現況は畑で管理しております。航空写真は最近の写真ではありませんので、現在の状況と違う部分もあると思いますが、ご了承願います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

議 長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と
いたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の一時転用の件について、審議を求め
る。
 平成27年1月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
今回の転用計画については、農用地ではありますが、堆肥置き場として一時的に使用する
ものであり転用目的に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第5条調書を
添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。議案第3号 1番について、補足説明いたします。

所有者 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇〇会社で
す。所在地は、〇〇〇〇線道路沿いとなります。畑の一部に堆肥置き場として、今年の
6月30日まで一時的に堆積するものです。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 ○○○○さんの農地に、代表取締役の○○○○さんの会社が転用申請をして使用するという事でよいのか確認です。

事務局 今回、○○○○会社が堆肥置き場として一時的に農地を使用する転用申請です。農地は、たとえ耕作に役立つものであっても、耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態であればいけなく、農地転用に該当します。今回はコンクリート基礎を設置する永久的なものではありませんが、一時転用として農地を使用するものです。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成27年1月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 1番、2番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。12月3日に谷本委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

1番 申請者 ○○線○○号の○○○○さんで、所在地は○○○○○○の奥となります。公簿地目は畑ですが、平成24年4月10日付けで農林水産大臣の転用許可がされ、カラマツ植林をしております。

2番 申請者 ○○○○線○○号の○○○○さんで、所在地は○○○○○○の奥となります。公簿地目は畑ですが、平成24年4月10日付けで転用許可がされ、カラマツ植林をしております。

今回、それぞれ「畑」から地目を農地以外に変更登記したい理由ですが、現況確認をした結果、支障なしと判断されますので、宜しくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第4号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第4号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第4号 3番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「7番 井村昭次 委員」

井村(昭)委員 7番 井村です。12月16日に杉本委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

申請者 ○○線○○号の○○○○さんで、所在地は○○○○さんの宅地横となります。宅地部分を法面で整形して倉庫などを建てましたが、法面や建物の一部が農地に入っております。

井村（昭）
委員

今回、その部分を測量分筆し「畑」から地目を農地以外に変更登記する内容です。現況確認をした結果、支障なしと判断されますので、宜しくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、
全て終了いたしました。

第7回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時25分

上記第7回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 1月19日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____